

# 一管区水路通報要覧

令和3年1月8日

第一管区海上保安本部



令和3年、我が国が近代的技術をもって、海洋調査から海図作製までを一貫して行う本格的な水路業務を開始してから150周年を迎えました。

- 
- 1 船舶交通の安全通報について
    - (1) 一管区水路通報
    - (2) 一管区地域航行警報
  - 2 情報提供依頼について
  - 3 防衛省による射撃等訓練について
  - 4 定置網について
  - 5 水路図誌等の複製及び類似刊行物の発行について
  - 6 水路図誌の販売所について
  - 7 水路通報等の閲覧について
  - 8 「海水情報センター」の設置について
  - 9 「海の相談室」について
- 

## 1 船舶交通の安全通報について

当管区では、北海道沿岸及び周辺海域における船舶交通の安全に関する情報を収集・整理し、「一管区水路通報」及び「一管区地域航行警報」として船舶・漁船・海事関係者等へ提供しています。

なお、提供内容についての注意事項は次のとおりです。

(イ) 位置情報は、世界測地系(WGS-84)による経緯度で示します。

「付近」と付記した経緯度は海図上での概略の位置を示したもので、正確な位置を示してはいません。

また、数値による位置表示が困難な場合は、図により概略の位置を示しています。

(ロ) 方位は、真方位(0°から時計回りに360°まで)を用い、16方位は、概略の方位を示しています。

灯台の光の可視部分やその範囲、指向灯、導灯についての方位は海上からの真方位で示しています。

(ハ) 時刻は、0000から2400までの日本標準時の24時間制を用いています。

### (1) 一管区水路通報

原則として毎週金曜日に発行し、インターネットにより提供しています。

下記URLのインターネットサイトにおいて、閲覧・ダウンロードできます。

過去の一管区水路通報についても掲載しています。

・ URL 一管区ページ：<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

本庁ページ：<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/kanku/01kanku.html>

## (2) 一管区地域航行警報

流木等の障害物に関する情報や、灯台の一時的な消灯といった船舶の安全な航行のために緊急に周知が必要な情報を無線放送、インターネット等により航行船舶に対し提供しています。

### I 超短波無線電話

海岸局呼出名称	使用語	電波の型式及び周波数	再送信時刻(JST)
ほっかいどうほあん	日本語	F3E 156.8MHz (国際VHF ch16)	102500 162500
HOKKAIDO COAST GUARD RADIO	英語		

### II インターネット

- ・ URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/kanku/01kanku.html>

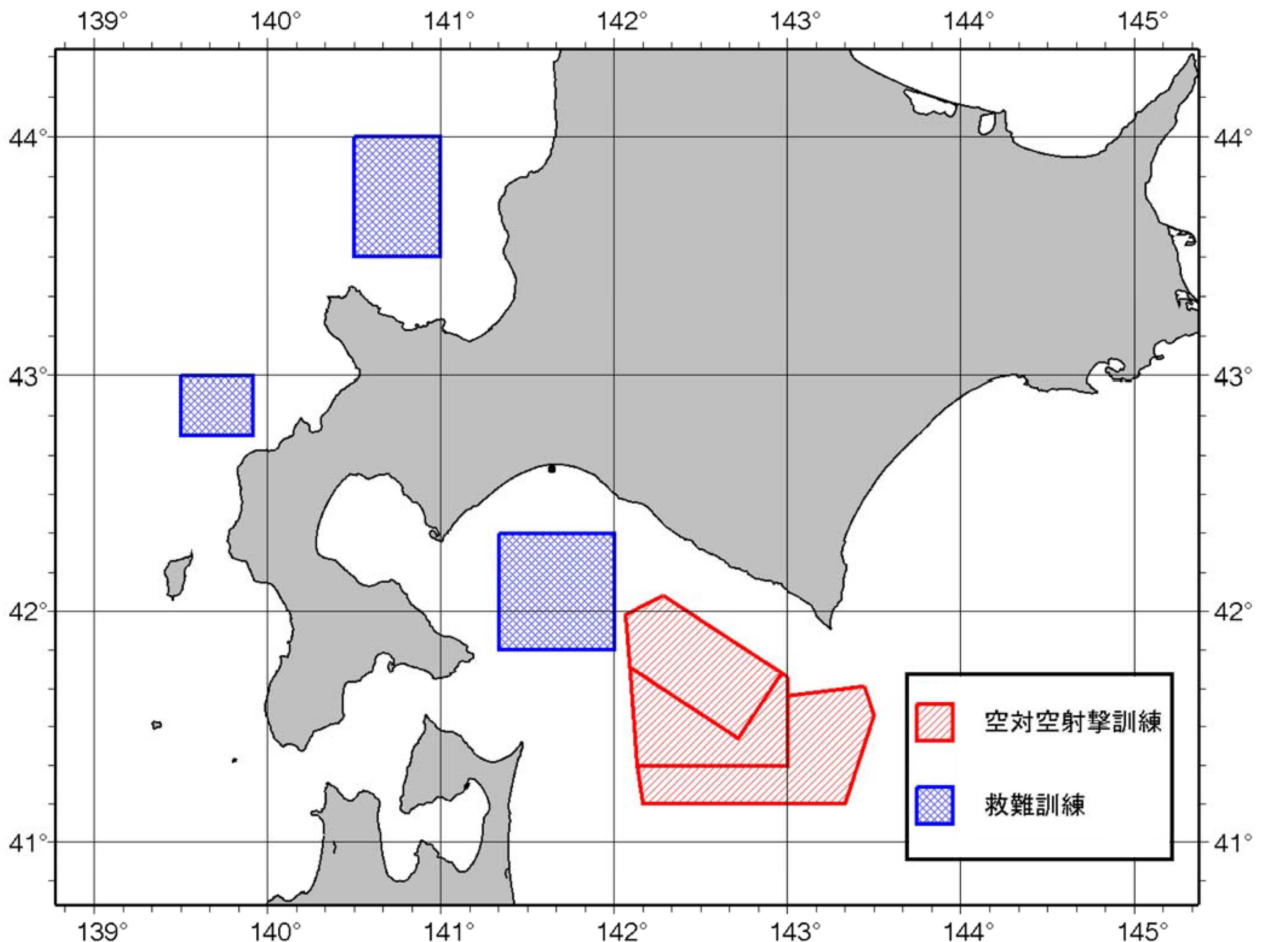
## 2 情報提供依頼について

漂流物、流出油、水深の変化、海潮流の異常その他船舶交通の安全に関する事項及び水路図誌の内容で訂正する必要がある事項を発見した場合は、速やかに第一管区海上保安本部「海の相談室」又は最寄りの海上保安部署に通報して下さい。

※水路図誌とは、海図と水路書誌(水路誌と特殊書誌)を総称した海上保安庁の刊行物です。

## 3 防衛省による射撃等訓練について

北海道周辺では、防衛省による射撃訓練及び救難訓練が周年実施されており、その訓練区域は下図のとおり設定されています。



また、これ以外にも海上保安庁及び防衛省による訓練が随時実施されます。個別の訓練については、その都度、一管区水路通報で情報提供しています。

#### 4 定置網について

日本沿岸の距岸2海里(ところにより5海里)以内の海面には定置漁網が至る所に存在します。漁業法による定置漁業の概略の位置は下記インターネットアドレスの海洋状況表示システム(海しる)に記載されています。

新たに定置された漁網で、船舶の航行に支障をきたすおそれがあるものについては、水路通報及び一管区水路通報に掲載し、通報します。

海洋状況表示システム(海しる)：<https://www.msil.go.jp>



#### 5 水路図誌等の複製及び類似刊行物の発行について

- (1) 海上保安庁以外の者が海上保安庁の刊行した水路図誌又は航空図誌を複製し、これを使用して航海又は航空の用に供する刊行物を発行しようとするときは、水路業務法第24条の規定により海上保安庁長官の承認が必要です。

また、海上保安庁以外の者が海上保安庁の刊行した水路図誌又は航空図誌を複製し、これを使用して航海又は航空以外の用に供する刊行物を発行しようとするとき、当該刊行物が有償で配布される場合は、同法同条の規定により管区海上保安本部海洋情報部長の許諾が必要です。当該刊行物が無償で配布される場合は許諾は不要です。

例えば、国や自治体等に提出する各種申請書等に添付するために海図等を複製する場合は、申請する必要はありません。

- (2) 海上保安庁以外の者が海上保安庁の刊行した海図、航空図、水路誌又は灯台表に類似した刊行物を発行しようとするときは、水路業務法第25条の規定により海上保安庁長官の許可が必要です。

詳細については、第一管区海上保安本部「海の相談室」までお問い合わせ下さい。

#### 6 水路図誌の販売所について

水路図誌は、一般書店では販売しておりません。

購入できる北海道の主な水路図誌販売所(取次店)は、下表のとおりです。

販売所(取次店)名	所在地	電話
島田燈器工業(株) 札幌営業所	札幌市東区北22条東16-4-21	011-789-8711
小樽船用品(株)	小樽市オタモイ1-8-1	0134-64-7011
(有)カラットマリンシステム	小樽市築港5-2	0134-25-3227
(株)ヤマス	函館市末広町21-20	0138-22-4195
北海道船用品(株) 函館支店	函館市弁天町25-2	0138-23-0721
(有)港屋材具	北斗市久根別1-23-22	0138-73-0989
北海道船用品(株)	室蘭市海岸町3-3-5	0143-22-1321
エンルムマリンサービス	室蘭市絵鞆町4-2-14	0143-27-4455
北洋海運(株)	苫小牧市元中野町4-7-1	0144-34-6105
北海道船用品(株) 苫小牧営業所	苫小牧市汐見町1-2-2	0144-35-2601
(株)杉本船具店	網走市南3条東3	0152-43-2630
(株)ヤマレン	根室市本町3-27	0153-23-2221
三洋電気船具(株)	釧路市浜町1-4	0154-23-2241
北見船具販売(有)	紋別市港町4-2-24	0158-23-3552
水野船具店	稚内市港町1-612	0162-23-3904
小樽船用品(株) 稚内営業所	稚内市中央4-15-32	0162-23-3987

その他の地域の「販売所」及び「取次店」については、特殊書誌第900号「水路図誌目録」を参照してください。

また、第一管区海上保安本部「海の相談室」において水路図誌を閲覧することができます。

## 7 水路通報等の閲覧について

下記の管内各事務所等で水路通報等を閲覧することができます。

名 称	所 在 地	電 話
第一管区海上保安本部海洋情報部	小樽市港町5-2	0134-27-0118
函館海上保安部	函館市海岸町24-4	0138-42-1118
小樽海上保安部	小樽市港町5-2	0134-27-6118
室蘭海上保安部	室蘭市入江町1-13	0143-23-0118
釧路海上保安部	釧路市南浜町5-9	0154-22-0118
留萌海上保安部	留萌市大町3-37-1	0164-42-0656
稚内海上保安部	稚内市開運2-2-1	0162-22-0118
紋別海上保安部	紋別市港町5-3-10	0158-23-0118
根室海上保安部	根室市琴平町1-38	0153-24-3118
網走海上保安署	網走市南5東7	0152-44-9118
苫小牧海上保安署	苫小牧市港町1-6-15	0144-33-0118
江差海上保安署	江差町字姥神町167	0139-52-5118
瀬棚海上保安署	せたな町瀬棚区三本杉30-1	01378-7-2634
浦河海上保安署	浦河町潮見町42-1	0146-22-9118
広尾海上保安署	広尾町並木通東1-12-1	01558-2-0118
羅臼海上保安署	羅臼町船見町132	0153-87-2274
根室海上保安部花咲分室	根室市花咲港434	0153-25-4012

## 8 「海氷情報センター」の設置について

第一管区海上保安本部では、毎年12月下旬から翌年の4月下旬頃まで「海氷情報センター」を設置しています。

航行中に流氷を発見した場合は、「海氷情報センター」(電話0134-27-0118(内線2535))または最寄りの海上保安部署等に連絡をお願いします。

また、海氷が北緯46度より南方に確認されている間は、インターネットにより海氷情報入手することができます。

・ URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



## 9 「海の相談室」について

「海の相談室」は、潮汐・海流・水深・水温といった海の科学的基礎情報や、海図や水路図誌に関する相談を受け付けております。研究者や仕事で海に携わる方だけでなく、広く一般の方々が利用できる海の情報の提供窓口です。

第一管区海上保安本部「海の相談室」は、下記事項の相談の他、資料の閲覧・提供など様々なサービスを実施しておりますので、どなたでもお気軽にご利用いただけます。

### (1) 相談内容

次のような内容については、来訪、電話、手紙、電子メール等で情報を提供しています。

なお、手紙の場合は、返信用封筒を同封して下さい。

- (イ) 水深・海底地形・地質等に関する事
- (ロ) 海氷・海流・潮流・潮汐・水温等に関する事
- (ハ) 日出・日没等の天文、暦に関する事
- (ニ) 水路図誌・水路通報・航行警報に関する事
- (ホ) 水路測量・海象観測等に関する事
- (ヘ) その他、海に関する事

### (2) 所在地及び連絡先

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

第一管区海上保安本部「海の相談室」

電 話 0134-27-0118 内線 2511

インターネット <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/soudan.html>

利用時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 0830～1700